

民生福祉常任委員会記録

平成28年3月18日

【開催日】 平成28年3月18日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時10分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本良治
高齢福祉課長	吉岡忠司	高齢福祉課主幹	塚本晃子
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子	高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎
高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治	地域包括支援センター主任	荒川智美
市民生活部長	小野信	生活安全課長	井本雅友
生活安全課市民相談係主任	奥田孝則	企画課企画係長	杉山洋子

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第18号 平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 2 議案第38号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 3 議案第39号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）

- 4 議案第48号 養護老人ホーム長生園組合規約の変更について（高齢）
- 5 議案第37号 山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について（生活）
- 6 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

下瀬俊夫委員長 おはようございます。民生福祉委員会を再開いたします。それでは議案18号まだ途中まででしたので、途中から。これ質疑からだったね。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 おはようございます。まず、3月11日に行われました常任委員会での回答について、若干訂正をさせていただきますと思います。吉永委員さんから100歳体操の実施状況についての質問がございましたが、そのとき私のほうから現在自主化につながっている箇所数を10か所とお伝えしましたが、現在もう1か所増えて11か所になっておりました。それと年間目標設置数ですが、13か所とお伝えしましたが、12か所の間違いでした。訂正させていただきます。それともう1点ですが、資料としてお渡ししている議案第18号参考資料をちょっと御覧になっていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。1ページ目の新しい総合事業の構成についてなんです。これは国の資料をそのまま持ってきておりますので、資料自体に間違いがあるというわけではございません。この度、総合事業の構成の説明のためにこの資料を付けさせていただいたところでございます。ただ、現時点で財源構成が変わっておりますので、そここのところを訂正させていただきます。一番左側の財源構成、まず上側の部分ですが、国、都道府県、市町村につきましてはこのままでございます。1号保険料が21%と書いてございますが、これが現在22%、そして2号保険

料 29%が現在 28%に変更になっております。そして下側の部分、こちらは構成が国 39%、都道府県が 19.5%、市町村が 19.5%、1号保険料が 22%になっておりますので、御訂正をお願いいたします。以上でございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。今の件で何か質疑ありますか。なければ 32 ページから引き続いて入りたいと思います。いいですか。例のポイント制度ですね。これはどの部分になるんですかね。介護支援ボランティア活動事業委託料の件ですか。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護支援ボランティア活動事業委託料です。

下瀬俊夫委員長 はい。それで、問題は実績です。どんな状況ですかね。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護支援ボランティアの実績でございます。地域通貨とは関係なく、全体のということでしょうか。

下瀬俊夫委員長 地域通貨説明できるか。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 いや、できません。済みません。実績、登録者数でございますけれども、2月末現在でございますけど、178名でございます。そのうち40歳から65歳未満の方が22名ということになっております。指定受入れ施設につきましては現在37施設になってございます。昨年度の転換交付金に対する昨年度の対象者、転換交付金換えられた方は96名でございます。転換交付金につきましては、昨年度が24万9,500円の転換交付金となっております。

矢田松夫副委員長 13、14ですが、それぞれ国と県の任意事業の交付金がありますけど、これ見直した上でのこの金額を今回提示されたということですね。

下瀬俊夫委員長 予算のことじゃないか。

矢田松夫副委員長 そこじゃないんか。

下瀬俊夫委員長 いや、今、歳出よ。

矢田松夫副委員長 歳出のほうか。いやまた後でいいです。

吉永美子委員 ここで聞いていいのかがちょっとあれなんですけども、例のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の構築という中に、認知症カフェ事業とありますが、これはどういう事業でどのように進めて行かれるのか教えてください。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 認知症カフェにつきましては参考資料の4ページ、5ページを御覧になっていただいでよろしいでしょうか。5ページのほうで説明をさせていただきますが、認知症カフェと申しますのは認知症の人、家族、地域の方、専門職、さまざまな方が気軽に交流ができ、社会参加を促す場所という位置付けになっております。その認知症カフェの効果として、中段以降に記載させていただいておりますが、まず認知症の人自身へ安心してそこで過ごせる場所としての効果、そこから専門職への相談につながるというような効果、それと認知症の家族に対しては自分の思いを吐き出せる、あと認知症の方も一緒に連れて安心して出掛ける場、いろいろなことが安心して話せる場としての効果、そして地域住民の方への効果ということで、やはり身近に認知症の方と接することで認知症の理解が深まり、地域で認知症を支えていこうというような啓発にもつながるといようなものを期待されております。本市におきましては、今後日常生活圏域ごと、中学校校区に最低1か所ずつ設置をしていきたいというふうに考えております。それで平成28年度につきましては、まず2か所程度ということで、予算を運営補助2か所分ということで計上させていただいております。

吉永美子委員 そうするとですね、例の認知症サポーターということで、頑張っているんですが、この認知症サポーターのそういったところでの活用というのはどういうふうに考えて行かれるのか教えてください。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 認知症サポーター養成講座を受講された方の活用については、現段階で高齢福祉課でも課題にしております。なかなかサポーター自身が次の活動につながっていかない、ただ普及啓発という意味ではそれだけでもいいのかも知れませんが、今後はこのサポーターさん、養成講座を受けられた方で、例えばですけども、ワンランクアップをして実際的な何らかの支援をしていきたいと

というような方を作り上げていきたいというふうな思いは持っております。それで認知症カフェ等にも認知症サポーターさんとかは特に周知をしていき、参加を求めていくような形になろうかというふうに考えております。

吉永美子委員 これは個人個人をしっかりと担当課として把握をされているんですよね。中学生の誰々子ちゃん、中学生とか。やっているじゃないですか、子どもたちも。認知症サポーターの養成講座というのを。だから、この例えばある学校で、厚陽中学校なら厚陽中学校でいい、誰々子ちゃんたち、いわゆる何年生の、いわゆる個人として把握を、外に出さない個人情報として、しっかり持っておられるわけですよね。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現時点で名簿としては管理しておりません。人数だけを実績として上げております。

吉永美子委員 そうすると、こういった認知症カフェでの活用となってくるのは、声掛け自体がどうやってしていかれるのかなと思う。人数だけ持っていたても、例えばそういう民生福祉とかで受けましたよね、そういったどこの団体で何月何日受けて何人とか、せめてそういうのがないと、そこに呼び掛けていって、認知症カフェを作っていく中にぜひ来てほしいという呼び掛け自体が、情報つかんでないとできにくいですか。活用しようと思っても。何人ということだけであれば、結局一過性のもので終わってしまうので、呼び掛け自体ができる体制にすべきではないですかね。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 その辺りが先ほどもちょっと申しましたように、うちの課題としても考えております。今後、認知症サポーターさん、増やしていくことはもちろん一つの目標なんですけど、次の段階に上げると申しますか、サポーターとしての何らかの活動をとというふうなところまで視野に入れれば、名簿管理等も必要になってくるんじゃないかというふうには考えております。ただ今後認知症カフェにサポーターということであれば、まず今の名簿管理をすることでもありますが、今後行っていくサポーター養成講座での収支だとか、あと団体別にどこの団体に行ったという記録は全て取っておりますので、その団体に向けてのPRになろうかというふうに考えております。

岩本信子委員 関連なんですけれど、今、中学校校区2か所、今年、運営補助

出されると言われたんですが、これ一応施設とすれば、介護施設がこういう認知症カフェを作られるという考え方でいいんですか。どうなんですか、そこ。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 介護施設に限っておらず、恐らく来年度早々にこの実施についての運営要綱を作成し、その上公募をするというような計画にしております。想定としましては、介護保険施設、社会福祉法人さん、それだとか介護者の会だとか、そういうふうなところが手上げされるんじゃないかというふうに予測をしております。

岩本信子委員 それと、今言われた認知症カフェの財源の中、財源というか、これどこになるんですか。先ほど言われた介護支援ボランティア活動事業委託料になるんですか、ちょっと今言われた事業がどの費用になるのかがちょっと分からないから説明していただけますか。

下瀬俊夫委員長 これは単独ですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 37ページを御覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の中の委託料で予算を計上させていただいております。

岩本信子委員 はい。分かりました。

下瀬俊夫委員長 これは単独ですか。

吉岡高齢福祉課長 これは任意事業でございますので、単独ではございません。

矢田松夫副委員長 今の関連ですけど、これは今度新しく駅南にできる介護施設があるんですけど、老健施設。そこにもこれは当てはまるということですか。それともこれは次の計画にある。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 実施要綱を作って公募という形になりますので、その要件に満たす必要がございますので、恐らく今後建てられる施設はまだ、29年度の設置になりますので、対象からは外れるんじゃないかというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 その要件というのはどういう要件が必要なわけですか。大体

今、思いつかれる要件。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 人員体制だとか、会場の広さだとかそういったものになろうかというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 大体イメージ湧く。

吉永美子委員 先ほど言われた団体はつかんでいるということですよ。認知症サポーターの団体数としては、いくつあるんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現在ちょっと団体数の数字は手元に持っておりません。ただ実施回数が現時点で146回となっておりますので、こじんまりとした団体もごございますから、そういうのも含めれば146団体というふうに考えております。

吉永美子委員 活用していただきたいという思いで聞いたわけですが、それで私の記憶が間違っていたら申し訳ないんですけど、ちょっと前に市民病院のコーヒー飲むところで認知症カフェってされませんでしたっけ。もしされていればその状況をお知らせください。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 昨年度、認知症普及啓発イベントを市民病院の会場をお借りしてさせていただきました。認知症カフェというのは本来、例えば月に1回とか月に2回、その場所に行けるんだよというものを作るべきなんですけど、ちょっと試験的に行ってみようということで、介護者の会とらいぼっどさんと協力させていただいて、1回限りの認知症カフェというのを開催しております。開催状況なんですけど、やはり認知症の方、御本人の参加が非常に少なかった、たしか1名か2名の参加だけだったと。逆にスタッフのほうが多かったというような現状でしたが、来られた御家族と御本人に対して言えば、少しほっとする時間を過ごしていただけたんではないかというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 どうなんですかね。認知症の、いわゆる患者さんを対象とするのかね、今言われたように介護される家族の方、家族の方の介護の状況が大変ですよ。そこら辺で特定の団体のように一面ではいろんな悩み事相談とか、あるいはほっとするとか、そういう助け合いの場になっているわけですよ。ちょっとそこら辺でこのカフェ事業の対象は、何

を対象にするのかというのがもう一つ分からないんです。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 カフェ事業の対象とすれば、どなたもという回答に。認知症の方を対象にしているのはもちろんですし、介護されている方を対象としているのももちろんです。ただ、それだけでなく、例えば専門職の方、あと地域の方、さまざまな方に本来であれば出向いていただいて、そこで認知症に対する理解を深めていただくという目的も持っておりますので、対象となれば広く住民の方々という形になるかと思えます。

岩本信子委員 33ページでよろしいですか。

下瀬俊夫委員長 今のところじゃないわけやな。

岩本信子委員 今の件はもう分かりました。いいですか、次進んで。33ページのですね、介護予防型デイサービス事業委託料というのがありますが、これが何か所あって、何人ぐらい対象されているのか、お聞きしたいんですが。延べ人数かな、何人というの。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 介護予防型デイサービス事業に関しましては、通称いきいきデイサービスと呼んでおります事業です。現在4法人に委託させていただき、市内11か所で開催をさせていただいております。平成28年の1月末現在の利用延べ人数が5,648名。実人数に関しましては200人弱の実績でございます。

岩本信子委員 昨年より増えていく傾向にあるんですか。その辺をお聞きしたいんですが。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護予防型デイサービス、昨年が約7,000ぐらいですので、例年ほぼ同じぐらい、横並びぐらいと予測しております。

岩本信子委員 予算は昨年より、じゃあ同じということですね。増えているのかどうかということですよ。予算が増えていけば結局サービスも増えているのかなと思うんですけど、済みません。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 予算については前年と同額でございます。

矢田松夫副委員長 今のページですけれど、そのずっと上の13節の通所型介護予防事業の委託料ですか、これは医師会へ委託するというふうに聞いていたんですが、かなり減額されていますが、その理由というのがありますか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この通所型介護予防事業委託料の中には2種類のものがございます。一つは二次予防事業の通所型サービス事業の委託料、それともう一つがその通所事業を利用するために医師の診断が必要なものに対する診断料等の委託料でございます。今、委員さん言われました医師会にという部分は、利用するために必要な診断に関する部分のみで、この事業自体は市内の通所介護事業所に主に委託しております。この事業費が減っておりますのは非常に毎回御指摘をいただいているんですが、利用者が少ない、かなり努力はしておりますが、伸び悩んでいるということで、その実績に応じて事業費を下げしております。

矢田松夫副委員長 次の35ページの配食サービスの委託料ですが、これについては、かつては社協の福祉委員等に配食していただいて、いわゆる独居の高齢者の実態把握というの兼ねていたということですが、そういった担い手が少なくなったという状況の中で、今JA等に委託されているんですけど、これが今後どのように拡大していくのか、減少していくのかという現状はどうなんですかね。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 現在おっしゃるとおりJAに委託して、高齢者の方の見守りと栄養を取っていただくというような形で委託しておりますけども、今後また29年度に総合事業等も始まりますので、今のJAだけではなく、ほかの民間等も利用してそういう見守り等は少しは考えてはおります。拡大をしていって、JAだけではなくて、委託するかどうかは別として民間等も活用していくというのも一つの手ではないかとは思っております。

石田清廉委員 高齢者の実態把握の実情といいますか、現状、どういう状況でこの予算の根拠も含めて教えていただけますか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この実態把握に関しましてはサブセンターに対して困ってらっしゃる高齢者の掘り起こしだとかそ

ういう実態把握に対する加算部分と、市のサービスを利用する方のサービス計画を立てていただいている分への加算でございます。例年の実績ですが、平成26年度の実績といたしまして実態把握そのものが2,322件、あと計画の部分が301件という実績を持ちまして、予算といたしましては、年間目標、実態把握が2,500件、あと計画を400件の目標を立て、委託料を算出しております。以上です。

石田清廉委員 これは一人の方が実態調査をする、どのぐらいの対象に調査なさるんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この調査と申しますのは、例えば調査票を用いて回るという調査ではなく、例えば地域の民生委員さんからちょっと心配だけれどもというような、そういう情報を基にその高齢者のお宅を訪問して、その実態を把握する、そういうふうな形で行っております。よって対象者は広く捉えれば65歳以上の方全てという形になろうかと思えます。

矢田松夫副委員長 今の関連ですけど、65歳以上で自宅訪問が原則になってますよね。5か所のサブセンターの皆さん方も非常に多忙であるということで、なかなか1回行けばいいというものではないんですが、そういう、早く言えば人数も少ないしですね、そういった高齢者、65歳以上が増えてくるという中で、ともかく何て言うかね、合理的に処理してしまうという傾向ってないんですかね。1回行くところを二、三日、例えば1か月に1回行けばいいとかですね、半年に1回行けばいいとか。多忙の中でもこういった実態把握をしないとイケないという状況というんですかね、どうなんですかね、現状は。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 サブセンターも非常に多忙ということは把握しております。ただサブセンターの職員も全て専門職ですので、優先順位をつけ、例えば半年1回の対応で済む方へはそれぐらいかも知れませんが、頻回の訪問が必要な方は例えば週に何回もというような訪問もしていただいております。

岩本信子委員 関連なんですけど、これは民生委員の方からいろいろ相談があったりとかいう場合にされているんですけど、例えば民生委員だけじゃなくて、自治会長からこういう話があるとか、市のほうから相談業務でこういうふうなのがあったとかいうときには、こちらのほうにつながっ

てくるということはあるんですか。どうなんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 先ほど例えとして民生委員さん等からというふうに表現させていただきましたが、地域の方から自治会長さん、福祉委員さんはもちろんですけども、例えば御近所の方、そういった方からの相談というのもありますので、どんなところから把握しても対応は同じように行っております。

矢田松夫副委員長 この実態把握ですけど、個人情報があるかどうか分かりませんが、例えばガス、電気、新聞とか、そういったところは毎日行くわけですよね。あるいは毎月行くという中で、それがはっきりするわけですよね。実態把握をすれば、効果は高いんですよね。そういうことは検討されるということはないんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現在、そういうセーフティネットワークの対象事業者とは社会福祉課が見守りネットワークという形で協定を結んで見守りをされています。こちらに関しましては、例えば新聞がたまっている、ガスが動いていないとかいうようなもので、どちらかというところと孤立死だとか、そういったものの対策が中心になるかと思えます。私たちが訪問する中で、訪問して家の中まで入り込んで御本人さんにいろいろ話を聞いてみたり、家の中の状態を見てみて、初めて何らかの支援が必要なんだというふうにつかむことも多いですので、そういったことを目的に実態把握は行っております。

下瀬俊夫委員長 対象者は全員何らかの形でつかむわけですか。65歳以上。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 対象者は65歳以上というふうに表現させていただきましたが、先ほど申しましたように調査票を用いて回っているという関係ではありませんので、どちらかと言うと何らか地域からの相談を受けて訪問に行く。欲を言えば今年はこの自治会の独り暮らしを全員回してみようというような体制が取れると望ましいのですが、なかなかそこまで行きつけていない現状でございます。

岩本信子委員 三者懇談というのがあって、自治会長と福祉員と民生委員が年1回集まって、その町内の実態を話し合うというのが、御存じだとは思いますが、それとここの今の言う地域高齢者の実態把握というところの辺がつながっているのかどうか、つなげていかなくは実際のところ

ろが把握できないのではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 社協が行っている三者交流会は非常に有効な手段だと私どもも考えております。そこで押し掛けさせていただいております。毎年地区担を参加させていただいて、最後のほうに少しお時間をいただいて、包括支援センターはこういう業務を行っているので、地域で心配な方、こういう方がいらっしゃれば必ずつなげていただきたいということを毎年PRさせていただいております。

吉永美子委員 同じページの一番下の二つなんですが、友愛訪問活動事業委託料、これは今年度、昨年より少し減っておりますが、老人クラブの数が減ってしまったのかという点も含めて、なぜ減ったのかということと、下の生きがいと健康づくり推進事業委託料も老人クラブ連合会。これは金額が全く変わらないという状況ですが、この二つについて減った理由。また内容、効果をお知らせください。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 まず、友愛訪問活動事業委託料は老人クラブの対象クラブ数が減っておりますので、減った数分だけ昨年よりは減っております。対象は昨年が53クラブで、現在51クラブで対象が減っているということで予算が減っております。件数につきましては昨年の2,927件ということでございます。今年については3月末前の活動ですので、ちょっと分かりませんが、それに準じた数になるかとは思っております。生きがいと健康づくり推進事業でございます。こちらについても老人クラブ連合会に委託という形になっておりますけれども、こちらについてはさまざまなグラウンドゴルフ等、あといろいろな健康づくり等の事業に対する老人クラブ連合会に対する委託ということで、金額については変わっておりません。生きがいと健康づくりにつきましては180万で委託しておりますので、実績も180万という形になっております。生きがいと健康づくりにつきましては、昨年の実績という形で挙げますと老人クラブスポーツ大会が809人、シルバーふれあいサロンということで延べ4,800人、グラウンドゴルフ大会が221人、老人クラブ福祉大会が540人ということで数字は挙がっております。

吉永美子委員 先ほど平成27年が54クラブと申し上げたのは、昨年の会議録で54クラブという話が出ていたので申し上げたところだったんです

が、いずれにしても減っているということなんですけど、この老人クラブにせっきく委託して、独り暮らしの方を訪問してもらったりとかしておられる中で、先ほどの高齢者実態把握という部分では、地域からの相談を受けて動くことが多いということなんですけど、この老人クラブとの連携というのはどのようにされているのか、高齢者の実態がある面把握できる人たち、団体ではないかと思うんですけど、友愛訪問もされている中、その辺はいかがでしょうか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 老人クラブの方々との連携というところは、まだ不十分ではないかというふうに考えております。老人クラブから友愛訪問の活動記録が出てまいりますので、その記録には目を通させていただいて、気になる方がいらっしゃれば、その後のフォローにつなげているという程度にとどまっているのが現状です。

下瀬俊夫委員長 さっきのクラブの数はいいかいね。吉永さんは54と言ったけど、53と言ったやろ。影響はないけど、どっちが正しいわけ。

塚本高齢福祉課主幹 54クラブといいますのが、老人クラブ連合会に加入しているクラブの数で、そのうち1クラブが友愛訪問活動をされていらっしやいませんで、53クラブが友愛訪問活動をされているということでございます。

矢田松夫副委員長 37ページの一般職給与10人と書いてありますが、これは正職員ですか。その下の臨時賃金ですが、この臨時賃金は減っているんですね。昨年と比べると。これはケアマネの方の賃金だと思うんですけど、それぞれ現在員をお答え願えます。

吉岡高齢福祉課長 まず、上の一般職給与の10名でございますけれども、26年度は8名であったと思います。これが二人増えて10名となっておりますが、この2名につきましては4月1日採用ということで、任期付職員の募集をしております。その2名の増員分でございます。その内容につきましてはケアプランの作成をしていただくということで、ケアマネの募集、増員ということで2名増えております。そして賃金のほうでございます。この1名につきましては事務職の臨時職員でございます。主な職の内容としましては国保連への請求の補助、庶務業務ということでしていただいております。26年度につきましては、この臨時職員は2名ございました。そのうちの1名は、今申し上げた事務職でございます。

ますけれども、もう1名はケアマネということで、ケアプランの作成をしていただいておりますが、28年度からはその臨時職員が1名減となりまして、任期付きのケアマネが2名増えたということでございます。

矢田松夫副委員長 その上の成年後見人の報酬助成費ですが、これは昨年1件と聞いたんですが、今年は何件で、この予算額に見合う件数を目標に立っているのかお答えできますか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 今年度は2件を予定しております。その算出根拠につきましては、昨年、成年後見の市長申立てをしたケースで、恐らく2名程度この報酬助成が必要になるであろうということで予算を挙げております。

下瀬俊夫委員長 さっきの確認ですが、ケアマネ二人ほど臨時がいて、一人辞めて、今回二人任期付きを採用したということは、一人ほど臨時が残っているんですか、ケアマネで。

吉岡高齢福祉課長 説明が悪くて申しわけありません。臨時職員は2名おりましたが、その2名の内訳は一人がケアマネ、一人が事務職員でございます。

下瀬俊夫委員長 ケアマネが辞めたわけですね。

吉岡高齢福祉課長 はい。

下瀬俊夫委員長 それで任期付きにしたということですね。分かりました。

石田清廉委員 安心ナースホン委託料の状況を説明いただいたかも分かりませんが、11日のことですから記憶が薄らいでおります。改めて状況を御説明いただけますか。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 状況というのは実績とかでよろしいですか。

石田清廉委員 はい。何人分とかね。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 まず実績でございますけれども、2月末

現在で274台の登録がございます。予算上は300ということで予定しております。

石田清廉委員 今実際独り暮らしのお年寄りを対象にしているということでしたかね。308人分という数字を前回伺ったような気がしますが、この数字は何でしょう。実態ですか。308人分というのは。

下瀬俊夫委員長 予算は300台。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 対象者は独り暮らし高齢者と家族がおられても日中一人になる高齢者等も対象になっております。

下瀬俊夫委員長 308というのは数字的には関係ないですね。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 予算的には300人を見込んで立てております。

吉永美子委員 昨年このことについて聞いたときに、現状設置台数が289台と言われて、7台ぐらいしか増えていないということだけれども、多分この増減については入院されたり、亡くなられたりという形で利用されなくなった方がおられるということで、じゃあ新規は増えているんですねということで確認したら、そうですとおっしゃっていたんですが、これは当初よりかなり減ってしまっているという実態になるわけですけど、この状況について新規がやはりまだ配置されていない方がおられれば、きちっと配置されるべきだと思いますし、減っているということ自体をちょっと心配するんですが、この辺について状況をお知らせください。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 安心相談ナースホンにつきましては、今言われたとおり亡くなられた方とか入院された方とか施設に入られた方が機器はもう必要ないということで廃止されるということが多数ございました。数は資料を持ち合わせていないのですが、新規の方も増えておりますし、今までの方で実際ほぼ使っていない方とか、先ほど言いました入院とかでそのまま置いていた方が、この度はやめられるということが多かったということで台数も減ってきているということになっております。

吉永美子委員 いろいろ事情はあると思うんですけど、高齢化が進んでいく、

また独り暮らしの高齢者が増えていく中で、これはもう300台、300人分では足りませんという形にあってほしいぐらいに思っているわけなんです。やはり安心という部分を、収入によっては0円だし、高くてもたしか1,000円と消費税ぐらいだったと知っているんですけども、その辺の要は啓発ですね。この点については徹底がされているかどうか。民生委員さんに対してこういうのがあるということをお知らせされていると思うんですが、その今度はバックですね。お知らせされたことによって、こういうふうに言ったら増えましたとか、そういう民生委員さんからのバックがあるのかどうかお知らせください。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 民生委員さんに関しましても当然こういう制度がございますという説明等もしております。また、申請につきましても民生委員さんから、この人が心配なんだけど、どうだろうかということで民生委員さんを通じて申請、相談等ございます。

吉永美子委員 要はとにかく必要な人になかったということが絶対にないようにしていただきたいという思いで取り上げさせていただきました。それで、もう1点下のほうの例の成年後見人の報酬助成費ということで2名分ということになるのかなと思うんですが、低所得で見守る人がいない等ですけど、例の少し問題になった件がありましたですよ、全国的には。成年後見人された方がうんぬんというところですね。その辺の心配というのは山陽小野田市ではないでしょうか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 後見を申し立てられた方の全件の状況は把握できておりません。うちがきちんと把握できているとすれば市長申立てをさせていただいた案件については大体の把握はできておりますが、そのケースに関して言えば今のところそういう問題はないというふうに。監督人というのが後見人の後ろについておりますので、本来であればその機能でストップできる、済みません、感想になってしましますが、と考えています。

下瀬俊夫委員長 成年後見人の件数は何件ぐらいあるんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 申立て件数ということですか。

下瀬俊夫委員長 はい。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 平成27年度の実績として
高齢部門の市長申立てが4件、障害部門が2件ございます。

吉永美子委員 先ほど任期付職員2名ということで4月1日採用とあったんですが、昨年委員の中で人数等について質問が入っておりまして、原課としては包括ケアシステムの構築事務に向け、人事サイドに要求は強く上げていきたいと、このような答弁があるわけですが、これはまさに地域包括ケアシステムの構築のために人数を増やして頑張っていたという認識を持ってよろしいでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございます。地域包括支援センターにおきましてはプラン作成に加えまして、認知症高齢者などの困難事例に当たりながら本来の地域支援事業に取り組んでいる状況でございます。このプラン作成の部分をもっと緩和するため、任期付職員を募集するところがございます。

下瀬俊夫委員長 成年後見人ですが、申立ての経緯ですよね。これまだ余り徹底していないので、よく分からない方もいるんじゃないかなと思うんですけど、昨年の実績で4件と2件なんだけど、どういう形で申立ての手続きをされるんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 先ほど件数としては市長申立てを行った件数だけを伝えさせていただきましたが、相談件数になりますと延べ件数で230件程度、現時点でありました。ですからその結果、家族が申立てを行ったケースもございますし、うちが支援しながら家族申立てをされたケースというのもございます。そのうち最終的に手段がなくて、市長申立てに至ったケースが高齢部門で4件ということになります。そしてこの4件の内容ですが、今年度に関しましては、例えば例としまして、現在入所している。息子さんが金銭管理とか全てされていたのが、息子さんが先に死亡されてしまった。その後の金銭管理を行う者がいないので申立てをとというケース。それと在宅でひどい生活を送られていて金銭管理ができてなく、年金を早期に使い果たしてしまう。生活が成り立っていない。ほかの御兄弟も精神疾患が入ってらっしゃるような状況で誰も身内に金銭管理をする者がいない、プラス施設入所に関しても契約者がいない、そういうふうなケースが1件。それとあと2件はたしか病院のほうから、入院されているけれども、今後施設等へ移

るときの契約者がいないということで依頼があつて、市長申立てに至っております。

下瀬俊夫委員長 病院なんかの場合は地域連携ですか、申立てがあるのは。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 相談が入ってくるのは地域連携的な担当者から入ってくる人が多いです。

下瀬俊夫委員長 それと先ほどの安心ナースホンですが、使い方というか利用状況はわかりますか。年間の。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 もし本人さんの具合が悪くなったとかというときに、ボタンを押せばコールセンターに掛かって、状況等を聞いて、救急車が必要であれば救急車が出動するんですけども、件数としては、救急車が出動したとか呼んだという件数は毎月、現在は四、五件ございます。

下瀬俊夫委員長 毎月。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 毎月四、五件ぐらいはございます。あと具合がちょっと悪い、救急車を呼ぶほどではないけどということでセンターに相談する件数は平均で言うと40件から50件の間で毎月あります。

下瀬俊夫委員長 毎月四、五十件あるの。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 はい。相談ということで、ちょっと具合が悪いんだけど、どうしたらいいでしょうかとか、そういうのはございます。

矢田松夫副委員長 39ページですが、市内にあるサブセンター。これ先ほど尾山課長も言われた、非常に多忙であるということですが、前年と同額になっているんですが、そういう実態を、多忙であると、5か所で、高齢者も増えてくるという中で、これ何で予算要求したと思うんですよ。認められなかった大きな理由は何ですか。逆に言いますが。

下瀬俊夫委員長 したかどうか分らんじゃない。

矢田松夫副委員長 いやいや、したと思いますよ。なぜ思うかというのと、先ほど尾山課長の話を聞くと、その中ですが、そういう結果ですが。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 サブセンターの負担金に關しましては前年どおりということで。一つの理由が一応清算を出していただいているんですが、清算割れをしていらっしゃる事業所もあるということが一つ。それと多忙な分をカバーするという意味合いで、先ほどの実態把握を加算分としてお出ししております。この経費が上乘せで入ってまいりますので、大体これぐらいの費用でやっていただけるのではないかと考えております。

下瀬俊夫委員長 その前に予算要望を多く出したかどうかというのを言わないと。

吉岡高齢福祉課長 予算要求につきましては前年度と同じ要求でございます。

岩本信子委員 委託料のところ、在宅医療介護連携相談業務委託料は、これが先ほど言われた連携の室じゃないかなと思うんですけど、これはどちらに出されているんですか。市民病院じゃないんですか、どうですか。その辺を。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この連携室に關しましては小野田医師会に委託を出しております。この位置付けに關してですが、資料を御覧になっていただけますでしょうか。1ページの右側に包括的支援事業というのがございます。この2番目の丸に在宅医療介護連携の推進という事業がございまして、詳細は載せておりませんが、この事業の中に8事業ほど平成30年4月までに行わないといけないという事業があります。その事業の一つとして行っているものです。これはどこかの病院の入院患者さんというよりか、在宅連携、在宅医療と介護の連携を進めるために、まずケアマネジャーさんたちがなかなか医療的な知識を得る場がない、主治医に確認を取るのが義務付けられていますが、なかなか敷居が高くて、ゆっくりと話が聞けない。そういうふうな問題がございまして、この医療連携相談窓口に關しましては主にケアマネジャーさんだとか、サービス提供事業所の方々が医療の知識をつけながらケアプランを立てていただいたり、利用者にサービスを提供するための相談窓口として小野田医師会に委託をして、実際には訪問看護ス

テーションのほうで相談を受けていただいているという状況でございます。

下瀬俊夫委員長 なければ歳出全体について。

岩本信子委員 基金の積立金で、これは歳入のところで聞いてもいいのかなと思ったんだけど、財産収入というふうになっているんですよ。この財産収入というのが一体何なのかお聞かせください。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 これは介護給付費準備基金の利子でございます。会計上、明確にするために一旦介護保険特別会計のほうの歳入として繰り入れております。その後に歳出として同額を準備基金のほうに積み立てるといような仕組みにしておりますので、このような予算計上をさせていただいているところでございます。

岩本信子委員 参考までに聞くんですけど、先ほど言われた、積み立てていらっしゃるというところ、利息が入るところですね、どこなんですか銀行ですか、それとも積み立てているところはどこなのかお聞きしたいんですが。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 介護給付費準備基金積立金の歳計外の通帳を持っておりますので、そこに利子の部分を積み立てていっているところでございます。

岩本信子委員 その通帳があると言われて、そういうところがあるんですか、準備基金積立金をするという組織的なものがあるんですか。普通こういうふうな財産収入で利息が付くと聞けば銀行かなと思ってみたりするんですけど、おっしゃったのはそういう通帳があって、何とか準備の通帳があって、そこに入りますと言われるんだったらそういう組織があるのかということを知っているんです。

吉岡高齢福祉課長 実際の通帳等の管理につきましては出納室が行っておるところでございますが、預け先につきましては銀行であるという認識はしております。

石田清廉委員 こういう質問をしていいかどうか分かりませんが、特に気になるのが、いろんな分野で委託料というのが非常に多いんですけども、大

変基本的な質問で申し訳ないが、この委託料という判断基準、算定基準と何かルールのなものがございますか。さまざまところで委託、委託で数字が挙がっていますけども、私どもには読み取れない数字なんですよ。だからその委託料というのはどういう根拠、もしルールのなものがあれば教えてください。

下瀬俊夫委員長 委託料の根拠ですか。(発言する者あり) 委託の根拠なの、委託料の根拠、どちらですか。なぜ委託するかという意味ですか。(発言する者あり) 金額は難しくは。委託料がどうかの判断はできないでしょ。委託をすれば委託料になる。

石田清廉委員 ちょっと説明、質問の仕方が悪かったですね。予算書としてこうやって計上される以上は、私どもはこの数字がなぜこういう数字になったのかという疑問があっても不思議じゃないと思うんです。そこでなぜこういう委託料金が数字として現れているかという判断ができないのでお尋ねしたところです。

下瀬俊夫委員長 いやいや今言いよるのは、なぜこれを委託したのかという質問ですか。

石田清廉委員 それももちろんありますけども、必要だから委託したというのは分かります。ただその必要の、算出根拠という言い方でいいのかどうか分かりませんが、さまざまな委託があるのに皆さん疑問を何も感じないのかなと、逆に不思議に思います。

下瀬俊夫委員長 委託料の根拠だそうです。計算根拠。それをどうやって出すのかという。これ全部違うと思うけど、ちょっとどういうふうに答弁する。例えばこの委託料はどういう根拠かと言われれば分かるんだろうけど。委託料全体のことを言われるとなかなか難しいよね。例えば石田議員がどの委託料のことを言っているんですか。

石田清廉委員 さっきから話が出ています。安心ナースホン委託料、これで結構です。

下瀬俊夫委員長 37ページね。この根拠だそうです。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 安心相談ナースホンの委託料の算出根拠

ということでございますけれども、安心相談ナースホンの対象者の方、収入によって利用料というか違う方がいらっしゃるんですけども、その方、済みません。

杉山企画課企画係長 会計管理者のほうから先ほどの介護給付費準備基金の利息のことで情報が入りましたのでお伝えします。山口銀行のほうで普通預金の通帳で管理しているので利息がそちらに入るといことです。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 対象者ごとで委託料が違うんですけども、一つが非課税80万未満の方に対するほうが単価が2,430円、これ細かい数字を言ったほうがいいですよ。

下瀬俊夫委員長 それは使用料でしょ。委託料。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 委託料で利用者の収入に応じて利用料も違うんですけども、それに対して委託料も変わってきていますので。

下瀬俊夫委員長 とりあえず言って。全部言わんでもいいよ。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 それぞれの人数に非課税とか課税世帯の方が何人いらっしゃるということで、その単価に対して人数と単価を掛けたもので数字を積み上げていっております。

下瀬俊夫委員長 それがいわゆる根拠ですね。

石田清廉委員 よく分かりません。ただ、よく分からんまんまで審査していいのかというのが疑問で残っただけです。説明が分かりません。

下瀬俊夫委員長 分かるまで聞けばいいわあね。

石田清廉委員 じゃあ別の案件で、今のところでもよく分からん。利用者的人数でしょ、利用者的人数によって一人単価があって、対象者数掛ける基準数値があるんでしょ。そういうものを説明してほしいんですけど。

矢田松夫委員 僕が思うたのは、これ通話料無料だから希望者掛ける設置料が何ぼで、委託料が幾らというものになるんじゃないですかね。一番単純な方法で言えば、違いの。

吉岡高齢福祉課長 安心ナースホンにつきましては、プロポーザル方式で入札をしたところでございます。その中で複数の事業者の中から選定をしておりますが、その内訳としましては、一人当たりまず非課税の方が2,430円掛ける169人掛ける12か月分、もう一つの非課税でも80万以上の方につきましては1,890円掛ける77人掛ける12か月という計算式になっております。

下瀬俊夫委員長 これプロポーザルの業者というのはどういうところですか。これを提供できる業者。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 プロポーザルの業者につきましては、現在の業者についてということ。

下瀬俊夫委員長 プロポーザルだからどうせいいでしょ、公募した業者だから。

坂根高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 業者名ということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）今現在は委託しているところはアルソック。（「アルソックか」と呼ぶ者あり）いろいろ会社、合併されて会社名変わっておりますが、アルソック安心…済みません、下の名前忘れてしまいましたけど。アルソックの関係の現在は会社になっております。ほかには周南のほうにある会社がプロポーザルには参加をしております。

下瀬俊夫委員長 プロポーザルだそうです。いいですか。ほかに。歳出全体の中で先般の一般会計の中で施設待機が155人と言われましたよね。そのうち在宅の関係はほぼ何とか対応できると、新規事業によって。問題は今後とも待機はずっと生まれてくるんだろうと思うんですが、6期事業の関係でいえば最終的にどの程度、待機者の見込みがされているのか。ちょっとそれは分かれば。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 6期事業末の待機者の数というのは今現在想定をしております。ただ先般もお答えを差し上げたとおり、高齢者人口も増加し、介護認定者も増加する傾向にありますので、当然待機者も増えてくると、そうしますと今の施設数のキャパでは不足してくるということが考えられますので、徐々にその待機者も増えてくることと予測されます。それにつきましては当然次の計画の際の懸案事項となりますし、またそれまでの間につきましては、できる限り在宅におけるサ

ービス、特に全般的なサービス提供する小規模多機能型居宅介護あるいは看護小規模多機能型居宅介護等の総合的な在宅サービスを提供するサービスでカバーしていきたいなというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 介護保険から要支援1、2が通所関係、総合事業に移行しますよね。とりあえず、この国の補助等が残ったにしても、将来的にはこれがどうなるか分からない状況になっていきますよね。そうすると単独でやらざるを得なくなるようなことになりかねないかなと、大変そこら辺懸念するんですが、そうなったときに行政としてはこれは継続してやっていこうということになるんでしょうか。見通しとしては分からないですか。

吉岡高齢福祉課長 全く単独でということは想定しておりませんので、あくまでも国、県の支援があつて、できるものと考えております。

下瀬俊夫委員長 介護保険から外す必要ないよね。今要介護1、2の一部まで保険事業から外そうという動きがありますからね。だんだん厳しくなるんじゃないかなと思います。歳入全般でもしあれば。

岩本信子委員 基金のことについてお伺いしたいんですが、今基金は幾ら残っているというのが、先ほども言いましたように利息が14万5,000円この度は出ているわけですね。そうすると去年の予算が5万6,000円ぐらいだったのにすごい増えているというか利子がね。そうすると基金がかなりあるんじゃないかなと思ったりするんですけど、基金残高と、その基金何ぼぐらい持つとかんといけんのかということと、あとは基金によって、保険料の算定の調整に基金が使われるんだと思うんですけど、その辺りをお伺いしたいんですが。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 今現在介護保険準備基金の残高につきましては4億2,180万5,720円ございます。これから今期、第6期の介護保険事業計画におきまして約2億取り崩す計画としておりますので、この3年間で2億円程度が減額されるのではないかというふうに考えております。これは当然介護給付の状況によっては、この金額等が変わってまいりますので、あくまで予定ということで御了承ください。それから残高で適正な金額がどの程度かということがよくあるんですけども、これにつきましては約2億程度残高があればというふうに考えております。根拠といたしましては、介護給付費が将来的に何らかの状

況によりまして増減、特に増加が発生した場合における補填といたしまして、この3年間で仮に5%それぞれ増加したケースにおいて2億程度あれば何とかまえるのではないかという試算の中でこの残高を考えておるところでございます。

吉永美子委員 金額は少ないんですけど、ちょっとお聞きしたいので雑入の認知症予防教室参加者負担金と成年後見審判請求費用の中身を教えてください。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 まず認知症予防教室参加者負担金に関しましては日常予防教室の開始時と、あと終了後半年後に効果を見る指標としてファイブコグという検査を行っております。こちらに関しまして100円の実費をいただいて行っておりますので、その収入という形になります。次に成年後見審判請求費用に関しましては、市長申立てをする場合、市が費用を持ち出して申立ての費用を出すわけですが、御本人さんに資産がある場合は後見人が付かれた後に求償をさせていただいております。掛かった費用をこちらにお戻しくしないと、その費用になります。

吉永美子委員 掛かった費用をお戻しく下さいというのはたった1万円ということでしょうか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 成年後見の申立てに必要な費用というのが基本的に要るものが県証紙だとか切手代とかで大体5,000円弱です。ただ、鑑定が必要、審査をするための診断の鑑定が必要となった場合にはマックス10万ぐらい掛かるということで、予算にはそのことを含めておりますが、今まで鑑定が必要になったケースがございませんので、2件程度求償があるかということでこのぐらいの金額を見込んでおります。

吉永美子委員 先ほどの歳出にもちょっと触れる形じゃないんですけど、こういった低所得者で身寄りがない、また適切な成年後見人がいないというときに市が負担をするわけですね。ということはやっぱり、先ほどちらっと聞いたけど、そういった追求というのかな、要はおかしい形にはなっていないというのはきちんと把握をしていただきたいという思いをちょっと持って先ほども聞かせていただいたんですが、それと上の部分なんですけど、効果を何とかというので見るということなんですけど、そ

の負担金の100円ということですが、その効果が認知症予防の教室に行かれて、その効果というのがどういう形で本人にきちんと戻って、じゃあこうしたらいいねとか、そういうことのアドバイスがされているのかどうかお願いします。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 実施後6か月のときに評価させていただいたあとは、その次の週にその評価を用いてその会場で個別説明を行っております。ほとんど改善傾向もしくは維持の場合が多いので、それをもってこの教室を継続的に自主的に進めていきたいと思いますという形に持っていております。

岩本信子委員 今のところの雑入のところ、新予防給付居宅介護支援費というのがあるんですが、これは個人負担で出す分ですか、それともどこかからいただける、何か新予防と付くとよく分からないところがあるんですけれど。これはどのような費用になるんですか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 もう「新」がなくてもよろしいかとも今感じたんですけれども、これは要支援1、2の方のケアプランを作成したことに対して国保連からいただける報酬の額に。（「国保から」と呼ぶ者あり）国保連合会から介護報酬としていただける額となります。

矢田松夫委員 13ページの3節の滞納金のところでありますけれども、滞納金の金額ですが、1号保険者の個別に納める人の滞納金がほとんどということで理解されていいんですかね。それと同時に年金では徴収されない人がこれ以上納めようがないと。結果として滞納になると。どういうふうにして滞納を徴収していくかという策はあるんですかね。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まずこの滞納繰越額の対象者につきましては、委員おっしゃるような年金から徴収できない期間の介護保険料となります。年金から天引きできない対象者というのは基準に達していない方と65歳になられたばかりの方につきましては厚生労働省のほうとの事務上の一定の期間が必要となりますので、その年金特別徴収するまでの期間の分もこの期間に含まれるようになります。それでもう1点の払えない方々への対応ということですが、なかなか難しいところなんです、介護保険制度というのは相互扶助ということなんで、皆さんに対して賦課をさせていただいているところでございます。低所得者

の方々への対応につきましては、できる限り、当然納めていただくようお願いはさせていただいておりますが、できる限りの負担ということで分納誓約とかそういった形でお願いをさせていただいているところでございます。

矢田松夫委員 今特定被保険者の話、あるいは年金から徴収できない人のそれらを含めた滞納金の説明があったんですけれど、ただ単にこれまで同様に納付通知書だけで事が済むものなのかどうなのか。こういうふう to 今年の主な対応策なんかあります。前年と違った徴収方法。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 収納対策といたしましては、督促状の発送、それから催告状の発送等を行っているところでございます。また随時滞納者への督促ということで電話等の対応もさせていただいておりますし、催告状等の発送後の納付相談等もさせていただいているところでございます。そういった対策を行う中で、余りにも悪質でかつ通常で考えるのであれば、納付ができるような状況の方に対しては債権特別対策室のほうに事務移管を行っているところでございます。

下瀬俊夫委員長 それは何件ぐらいあるんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 27年度、今現在の状況でありますけれども、介護保険係のほうから直接事務移管した件数といたしまして、11件ございます。ただ債権特別対策室のほうで税あるいは国保等の差押え等を行う際に介護保険料も滞納があり、その辺の催告もした結果であるものも含めると44件ございます。

下瀬俊夫委員長 特別徴収を希望しない特別徴収の対象者なんだけど、希望なくて滞納になっている方というのはおりますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 介護保険では年金の特別徴収は原則として条件に合えば皆さんしていただくということになっておりますので、希望によってしないということができない状態になっております。

下瀬俊夫委員長 それと国保のように資格証明のようなね、介護給付の停止のような処分というのは今何件かあるんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 介護保険におきましても給付制限と申し

ましてサービスを受けておられる方が滞納した場合、給付の制限を通常1割負担ですけれども、これを2割、3割にしてその部分を介護保険の滞納に充てるというような制度もしくは全額償還払いにしまして、その部分を介護保険の滞納に充てるという制度がございます。ただ本市といたしましては、現在のところその対応は行っておりません。実際のところサービスを受けておられる方々で滞納しておられる方はいらっしゃいます。いらっしゃいますが、いずれの方々も遅れながらも納めていただいておりますので、悪質滞納者はいないというような前提の中でそういった措置は行っておりません。

下瀬俊夫委員長 歳入全般ありますか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、いいですか。それでは議案第18号平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは引き続いて議案第38号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、それと39号これも同じような内容なので一緒に提案をして別々に質疑をしたいということになります。では議案第39号山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、併せて提案説明をお願いいたします。

吉岡高齢福祉課長 それでは、議案第38号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。両方の条例とも、地域密着サービス事業の人員や設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。その違いにつきましては、議案第38号の条例の対象が要介護認定を受けた方が利用する地域密着サービス事業所、議案第39号の対象の条例は要支援認定を受けた方が

利用する地域密着サービス事業所ということでございます。条項の数字は異なりますが、改正の趣旨は同じでございますので、議案第38号を基に説明をさせていただき、その内容には議案第39号の要支援が対象の介護予防も含むということをご理解いただければと思います。それでは、お配りしております資料を参照していただきながら御説明させていただきます。右上に議案第38号参考資料と書かれた資料を御覧ください。厚生労働省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、認知症対応型通所介護の基準に地域との連携や運営透明性を確保するための運営推進会議の設置規定が設けられ、改正内容が参酌すべき基準となりますが、本市の実情を勘案する中で、支障をもたらすことがないため、山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。この度の本条例に係る改正は、非常に多くなっておりますが、項づれ、言葉の読替え等の簡易な改正の説明はまとめて説明させていただき、主な改正を中心に説明をさせていただきます。資料の2ページをお開きください。まず、第16条、第17条、第30条第2項、第54条第2項、第60条、第65条第1項、同条第2項、第87条、第109条、第129条、第150条、第151条第13項につきましては、介護保険法の改正により項づれ、言い換えが生じたための省令の改正でありまして、省令に基づき条例改正を行います。基準内容の変更はございません。第78条におきましては、第2項を第4項とし、第1項を第3項とします。その上で、第1項におきましては、認知症対応型通所介護の基準に地域との連携や運営透明性を確保することを目的に、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、6か月に1回以上、運営推進会議に対し指定認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける規定を新たに加えます。資料の3ページをお開きください。同条第2項におきましては、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録の公表の規定を新たに加えます。同条第5項におきましては、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めることの規定を新たに設けます。第79条第2項第6号におきましては、第78条第2項で定めます運営推進

会議の記録も2年間保存する規定を新たに設けます。第105条におきましては、第78条に運営推進会議の設置規定を設けることにより、内容が重複するため、同条を削除します。なお、第108条におきましては、第78条に対しての準用規定を設けます。第107条第2項第8号、第127条第2項第7号、第148条第2項第8号、第176条第2項第7号、第201条第2項第10号におきましては、準用先の第105条第2項を削除するため、準用先を第78条第2項に改めます。基準内容の変更はありません。資料の4ページをお開きください。第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条におきましては、準用先の第105条を削除するため、準用先を第78条に改め、各基準に合った読替え規定を加えます。基準内容の変更はありません。議案第39号につきましても条項の番号は異なりますが、改正内容は同じでございます。議案の説明は以上となりますが、平成28年4月1日から、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護の創設が施行されます。資料の5ページを御覧ください。利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行されます。地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業者が提供するサービスの基準については、他の地域密着型サービスと同様、その基準については国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされておりますが、指定基準の条例制定については施行から1年間の経過措置を設けられているため、本市の実情を勘案し、支障をもたらすことがないよう精査する中で平成28年度中に条例改正を行いたいと考えております。この場合は、その期間、厚生労働省令で定める基準を適用することされておりますので省令に基づいて対応してまいります。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 休憩取る。横のほうから休憩を取ったらどうかという意見がありましたので、5分休憩いたします。45分まで。

午前10時40分 休憩

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開いたします。

岩本信子委員 大変難しゅうございまして、よう分からないんだけど。そもそも国が改正されてきたんですけれど、こういうふうにして改正されてきたという背景というものは、どういうものがあるのか分かりますか。改正された背景みたいなものは。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 背景といいますと既に地域密着型介護サービスの認知症対応型共同生活介護グループホーム、それから小規模多機能型居宅介護等は既に運営推進会議を設置しておりました。その運営に当たって、地域との連携、それから地域への運営の透明性が堅調に実績として非常に高く評価されているような状況でありまして、その中において今まで唯一、認知症対応型通所介護のみが運営推進会議の設置規定がなかったものですから、これも実績を勘案する中で地域にお示しする中で実績を高めていこうという趣旨の中で今回運営推進会議の設置規定が設けられたところでございます。

岩本信子委員 そしたらこの度、気になったのが、例の介護施設で老人が亡くなられた、上から落とされたというような事件がありましたよね。こういう例えば事件が起こった場合に運営推進会議とかいうのが、どういう役割、位置付けになっているのかお聞きしたいのですが。例えば事件やらがその施設で起こった場合に、この運営推進会議が一体どのような関わりを持っていくのかというところがちょっと知りたいのですが。どうですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 直接的な高齢者虐待に関わるもので、この運営推進会議がタッチするところはなかなかないところなんですけれども、やはり外部の方々がその施設に出入りをされ、また介護施設での事業報告等を行うことによりまして、この高齢者虐待等の防止につながっていくのではないかとというふうに考えております。また、高齢者虐待につきましましては、この地域密着型通所介護サービス事業所につきましましては、指導権限が市にありますので、市のほうで事故が発生した際には常に事故報告書を提出していただくように指導しておりますので、その事故報告書の中身を精査する中で必要なものにつきましましては、ヒアリング、

あるいは直接事業所に出向いて指導、確認等を行っているところでございます。

岩本信子委員 施設の内容というのは外からのものの報告、評価とかいろいろと受けるようなことが、被用者からもそうなんですが、一番よく分かっているのは、介護施設の職員じゃないかなと思っています。介護施設の職員からの意見というのは、介護施設の運営されているところに持って行ったって、良くなる場合はあるんでしょうけれど、いろいろな内部通報的なものは一体どこが受け入れるのでしょうか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 済みません。運営している者という表現を使いましたが、実際はその管理者とか責任者等がこの運営推進会議の中に入っていくという格好になりますので、ほぼ実務に関わっておられる方であろうと思います。したがって、その方々からの意見徴収とかもさせていただいているところでございます。それから、内部通報につきましても高年齢福祉課で受付をさせていただきまして、必要に応じて随時調査等をさせていただいているところでございます。

石田清廉委員 まず、この指定権者といいますか、いわゆる指定地域密着型、指定権者は山陽小野田市であるということの理解でいいのか。そして、利用者。これを利用する対象者はいわゆる市内という限定があるのか。その地域に住む人という表現でございますが、市外、その辺りの問題。それから、これに対して人員の基準、あるいは施設の基準、介護報酬設定等々の決め事は地域の実情に合わせて市で決めることということによるのでしょうか。その辺の設定基準等は。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まず、一つ目の指定権者が山陽小野田市でいいのかということですが、御推察のとおり山陽小野田市地域密着型サービス事業所におきましては、山陽小野田市が指定権者となります。それから利用の対象者でございますけれども、原則は山陽小野田市民であり、地域密着型ということになりますと趣旨的にはできる限り住み慣れた地域での利用という格好になっておりますので近い方がという格好になりますが、状況に応じては当然その施設が定員いっぱいとかいうこともございますので、その辺は勘案しながら利用させていただいているところでございます。また、隣接しております市の方々等につきましても相互の利用ということで市外の利用者もいらっしゃるような状況でございます。それから基準の内容につきましては市の条例で定めて

おりますけれども、基となるものは厚生労働省令で定めておりまして、現在厚生労働省令に全て準じて基準を定めているところでございます。

石田清廉委員 もう少し確認ですけど、さまざまな条件について、基準については市で決めるということですが地域に住む住民の利用で、いわゆるその施設ごとの地域格差といいますか、例えば宇部と山陽小野田との境に住む人は宇部の人が入ってきたり、小野田の人が宇部に行ったりとその基準が違ってくるといふことも起こり得るといふことでいいんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 山陽小野田市内におきまして、できる限り同じような条件でサービスが受けられるような体制ということで、日常圏域という中学校校区を圏域で介護施設数等も考えながら整備を進めているところでございます。他市とのバランスにつきましては、原則はやはり山陽小野田市民が優先という中で、余裕があればということでありますので、その辺の大きな格差は今のところないのではないかというふうに思っております。

吉永美子委員 運営推進会議なんですけど、何人程度で運営されるものなのか。もう一点は、おおむね6か月に1回程度、会議を開くようでございますが、活動状況の報告が通所介護の活動状況の報告を受けるということなんですけど、状況の報告というのがどういう活動状況の報告を受けて、もう1点が、緊急性がある場合には開くことがあるのか。そういう場合はどういう緊急性のときに、もし開くのであれば開くという考えになるのかお知らせください。3点です。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まず運営推進会議の人数でございますけれども、特段定めはございません。現在、先ほど申し上げました認知症対応型共同生活介護あるいは小規模多機能型居宅介護等で行っている運営推進会議の例を出させていただきますと、5人から6人ぐらいで実施していただいております。その参加しておられる方々でございますが、地元の自治会長、その近くの自治会長、民生委員、地元で積極的にボランティアをしておられる団体の長、あるいは学校の校長先生をお招きしている事業所もいらっしゃいます。それから利用者の御家族の方にも参加していただきまして、また市の課長を初め高齢福祉課が当番制で御案内いただいた際には随時参加をさせていただいておりますけれども、市の職員が参加する中で実施をしております。それから実際の運営推進会議の内容でございますけれども、運営推進会議の内容はその利用者の動向、

活動報告、場合によっては先ほども言いましたように事故等があればそういったことも報告をする場合もあります。それから今後の事業計画等も報告をしていただきます。それから併せて地域との交流が深くなっている事業所につきましては、地域での活動、例えばお祭りとか、そういったものの参画に伴う打合せ等もその場でしておられる事業所も数多くございます。それから緊急性でございませけれども、今のところ緊急性があり、その会議を実施したというところはありませんけれども、やはり何らかの大きな事故等が発生した場合におきましては地元の方々を招集しまして実施していく必要もあろうかというふうに考えております。

吉永美子委員 運営推進会議の、要は誰になっていただく。そういったことはそこが決めると。そこがそういう権利というか、そういうものを持ってやるということであくまでも運営推進会議を作らなければいけないというところをきちんとしなさいということですよね。そこのチェックというんですか、いわゆる市としてはどこまで口を出せるんですかね。例えばどんな人を呼ばれて、本当にやっぱり今までのほかの所での実績とかも見られているわけですから、こういう方々ばかりに偏っているのかとか、そういったチェックというのは、市はできますでしょうか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 チェックといいますか、指導は随時行っているところでございます。委員がおっしゃるように、若干偏ったといえますか。地元の自治会長が少ないとか、そういった事業所も以前はございました。そういった中でやはり地元との連携というのが非常に重要なところであろうと思いますので、そういった方々をお願いして参画していただくようにということで随時指導はさせていただいているところでございます。

岩本信子委員 一つ聞きたいのが、まず財政措置というのはあるんですか。この費用について、この運営推進会議は。そこのところを一つ。ありますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 特にございません。

岩本信子委員 済みません、もう一つ気になるのが資料の3ページのところの当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならないというふうに書いてあるんですが、これをどう理解するのかなと思って。結局普通の認知症の人が

来たいといえば介護の提供を、とにかく入れるということなんですか。
この辺をちょっと説明していただけますか。どういうふうなことなのか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 このケースで申しますと、認知症対応型通所介護に有料老人ホームが併設している場合が該当します。この場合において、今本市においてはそういったところはございませんが、有料老人ホームの利用者のみに限定するとか、そういった運営をされる事業所もかつてはあったようでございます。しかしながらこの認知症対応型通所介護というのは、やはり地域での介護施設ということなので有料老人ホームの利用者だけではなくして、市民に開放しなければならないという趣旨の中でこの規則を作っておるところでございます。

矢田松夫副委員長 先ほどの運営推進会議ですが、このメンバーは専門的知識がある者なのか、全くどなたでもいいのか、あるいはその建物が建っている地域の人を呼ぶのか、広く山陽小野田市内から全部呼ぶのか、そういうのはどうなんですかね。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 知見がある方かどうかと言われますと、知見がある方も是非参加の対象としてということの規則でありまして、全てそういった方々が参画しているわけではございません。その辺を補うためにも市の職員が随時参加をさせていただいているところがございます。それから地域の方々につきましては、その介護施設のある地域、自治会等がやはり理想的であろうと思います。先ほども申し上げましたけれども、地域との交流が深まっている事業所につきましては、その自治会のお祭り等にも参加し、その利用者も元気な方は参加され、またそれが介護予防につながっていくということも考えられますので、理想的には介護施設のある地域の地域の方々に参加していただくのが理想的だろうというふうに思っております。

小野泰委員 運営推進会議ということで、結局これは地域の連携とかあるいは運営の透明性を図るということなんで、このメンバーについては当然地域も入るし、要は利用者とか利用者の家族、それから市の職員とか想定されるのはそう感じになりますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 委員御推察のとおりでございます。

小野泰委員 結局これは最終的にはその会議の中であったことを報告書にまと

めて評価を要望とか助言等もあって、それで結局最後は公表されるわけですね。ということを書いてあるんですが。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 大きく公表というところではないんですけども、必要性があれば公表してまいります。隠すものでもないのに、ホームページに掲載するというところまでは至っておりませんが、公表の対象というふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 だけどこれ、2項でしなければならないと書いてあるよ。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 また公表の方法については検討してまいりたいと思います。

下瀬俊夫委員長 その方法についても必要よね。どういうふうな公表の仕方があるのかね。

小野泰委員 この書いた内容によるだろうと思うんですよ。公表とかあるんだけど、必要な方が中を見られるというぐらいかなと思ったけど、公表しなければならないということなので、その辺りはどうなんかなということなんです。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 そこの施設の公表の対象の資料としては使っておられます。例えば施設利用を希望されておられる御家族等の公表の対象とはしております。

下瀬俊夫委員長 ただ、この条例上の規定ですから、これはやっぱり市民に向けての話でしょ。だからしなければならないと義務規定になっているので、ここら辺はきちんとした方向性が必要ですよ。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 十分に検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

石田清廉委員 もうちょっと教えていただきたい。地域密着型サービスの幾つか種類があると思うんです。八つあると言われましたかね。例えば小規模多機能型とかあるいは夜間対応型とかそれから複合型とかいろいろ八つの種類があるというふうに向っておりますけども、1事業者が複数の機能を持った事業を指定受けることができるんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 1事業者が同一敷地内に二つ以上のサービスを実施しているところはございます。基準につきましてはそれぞれの基準に合ったものであれば対応可能となります。

石田清廉委員 済みません、今スイッチ入れてなかったんでね。それぞれの基準に合った数値が足されたもので複数の機能の施設を指定受けることができるという解釈でいいんですね。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 それぞれまた細かな基準があり、説明しにくいんですけども、原則はそれぞれのサービスの基準に合ったものという格好になります。例えばグループホームと小規模多機能型居宅介護の併設というパターンがあるんですけども、小規模多機能型居宅介護の基準に合って、そしてグループホームの基準に合ったものであって初めて併設という格好になります。ただしその基準の中に一部分、例えば管理者は併設であれば兼任できるとかそういった特別な基準は一部分ございます。

岩本信子委員 お聞きしたいんですけど、私はうちに今あるんですけどこういう施設があって、自治会長しているから推進員になってくれということで今要請を受けております。それはそれでいいんですが、できたらうちの同じ地域にあるから私としては地域の一つの施設なんだけど、利用したいなと地域全体で利用していきたいなという思いもあって、例えば推進員になったとき今認知症カフェを、この度は2か所その各中学校区で作られると、認知症カフェを作りましょうという、推進会議で例えば言えばそういうのというのは採用されるというか、できるんですかね。その施設がどうされるかは分からないんだけど、そういうふうな提案とかいろいろ推進員として出していきたいなと思うんですが、どういう取扱いというのはできるんですかね。その施設で、ちょっとその辺を。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 先ほど申しましたように認知症カフェに関しては、うちが基準を作って、公募して、それに該当されれば、複数あれば優先順位をとってという形になります。どこの事業所が手上げをしていただくことも可能ですが、現在全く見通しが立たない状態ではいけませんので、私どもとしましても、この地域密着型サービスをこういう拠点にできないかというような方向性は頭においております。現在認知症に関係する事業所、先ほどのグループホームだとか認

知症対応型のデイサービスだとか特養だとか、そういうふうな方々に集まっていたく連絡会を年に2回程度開催させていただいて、そういう場で認知症カフェのお話をさせていただいたり、実際私どもが推進会議に出させていただいたときに、そういう話が出たときにはこちらからも説明をさせていただいたりということは行っております。ですから、もし委員さんが推進会議の委員になられたとして、そこでこういう話があるけれども、ちょっと聞いてみられませんかというふうに提案していただければ、それはまたこちらのほうから出向いてということ是可以すると思ひます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ1点ほど聞きます。この条例は条例準則に基づいて作られたんですか。いわゆる国の指定された条例準則ですか。

河上高齡福祉課主査兼介護保険係長 厚生労働省令の基準に沿って策定をしております。

下瀬俊夫委員長 78条ですよ。推進会議が半年に1回になっていますよね。ところが旧条例では二月に1回になっていますよね。なぜこうなったんでしょう。

河上高齡福祉課主査兼介護保険係長 今回、認知症対応通所介護が運営推進会議を新たに設けるといふことで、この基準が6か月に1回ということになっています。そのほかの小規模多機能型、認知症対応型共同生活介護につきましては今までどおり2か月に1回でございます。準用規定を設けておりますが、その中に読替えの規定をそれぞれ入れておりますので、それをもって今までどおり2か月に1回という形で実施をしていただくような形で規定をしております。

下瀬俊夫委員長 認知症の場合で6か月に1回というのは、2か月に1回は多すぎるという意味ですか。問題は市町村が独自に決められるんですか。

河上高齡福祉課主査兼介護保険係長 参酌でございますので、その状況に合わせて変更することは可能でございます。

下瀬俊夫委員長 だから、6か月に1回を採用した根拠ですよ。

河上高齡福祉課主査兼介護保険係長 厚生労働省令に基づいてということ、

この基準を設けております。

下瀬俊夫委員長 だけど参酌基準だから、問題は検討したんでしょ。しなかったの。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 ほかの小規模多機能型居宅介護、あるいはグループホーム等と違い、人員基準が少ないところもありますし、また、運用内容につきましても他と比べるとサービス提供時間も短い関係上、簡易なところがあるという判断の中で、2か月に1回程度するまでもいかないかということで、厚生労働省令に基づいて6か月に1回という規定を設けております。

下瀬俊夫委員長 そうすると運用によって、6か月に1回という基準については変更の余地もあるということになるんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 将来的にこの回数で不足をしているということであれば検討する必要はあるかと思います。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。討論、採決は別々にやります。議案第38号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。引き続いて議案第39号山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり)はい。賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。以上で介護関係は終わります。議案第48号養護老人ホーム長生園組合規約の変更について、説明を求めたい

と思います。

吉岡高齢福祉課長 議案第48号養護老人ホーム長生園組合規約の変更について御説明させていただきます。変更内容につきましては、議案にありますとおり、長生園規約第18条に「組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、組合市が議会の議決を経て行う協議をもって定める。」を追加するものでございます。長生園組合の解散につきましては山陽小野田市、宇部市の市議会の議決をいただき県に届出をすることになります。それを受けて、長生園の公用文書等の財産処分や決算等の事務の継承について、両市が実務的な協議を行うこととなりますが、そのことについて改めて規約に追加するものでございます。一般的に一部事務組合の解散におきましては、この一文を規約に追加することが望ましいとされており、県からも同様に助言をいただいております。宇部市におきましても、この度の議会で同様の議案を提出しております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

下瀬俊夫委員長 それでは質疑を受けます。

矢田松夫副委員長 今回条例の改正ということですが、現実に照らし合わせて、条例の発効の日にちが書いてあるんですけど、例えば今回は民営委託というふうに結論的になっておりますが、民営委託が先なのか、済みません、もう1回言います。今のは訂正しますが、公募されて、民営委託先が決まったら効力が発生するのか、条例がですね。あるいは民営委託先が決まらずに条例が効力を発生するのか、どちらです。

吉岡高齢福祉課長 附則にございます、この規約は山口県知事の許可のあった日から施行するということになっております。今回この議案について上程させていただいておりますが、宇部市、山陽小野田市で議決をいただければ、県のほうに規約の変更の届出をすることになります。その後に県のほうから、その届出を認めるということで通知がまいりますので、その日をもってこの規約の変更が施行するということになります。先ほど言われました民営化につきましては、この規約の変更については、この一言を入れることで事務の手續を定めるものでございますので、これを入れたからといって、すぐに民営化するということではございませんので、その辺御理解いただければと思います。

三浦英統委員 この規定について、知事の許可なんですか、認可なんですか。
これは許可と書いてあるが、本来は。

吉岡高齢福祉課長 許可でございます。

下瀬俊夫委員長 山陽小野田市議会がこれを否決した場合はどうなるんですか。
宇部市だけが申請するということになったとき。

吉岡高齢福祉課長 両市それぞれが議決をしていただいた上で届出をすること
になりますので、片方だけでは。

下瀬俊夫委員長 駄目ですね。

吉岡高齢福祉課長 はい。

三浦英統委員 許可された場合は、その日から効力を発揮すると。それから業
者さんが手を挙げてきたら内部で検討をしていくということなんですか。

下瀬俊夫委員長 5月以降よ、プロポーザルは。

三浦英統委員 要は許可が来ないと駄目なんでしょ。

下瀬俊夫委員長 それは関係ない。

三浦英統委員 関係なしですか、これは。今後の運営の方法として許可の下り
た後じゃないんですか。もう今からあってもいいということなんですか。

吉岡高齢福祉課長 この一文を追加しないと解散並びに民営化できないという
ことではございませんので、あくまでも事務の手續を定めるためだけの
ものでございます。

下瀬俊夫委員長 だから、この条文がなくても5月からのプロポーザルはでき
るということですよ。

吉岡高齢福祉課長 はい。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を

打ち切ります。議案第48号養護老人ホーム長生園組合規約の変更について討論のある方。いいですか、討論ある。「なし」と呼ぶ者あり）賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。5分休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。引き続きまして、議案第37号山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてに入りたいと思います。それでは執行からの説明を求めます。

井本生活安全課長 高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、消費者の安全、安心を確保するため、消費者安全法の一部が改正されました。この改正では、消費生活相談等の事務を実施するに当たり、消費生活センターが中心的な役割を果たし、どこに住んでいても一定の質の消費生活相談を受けることができる体制を実現するため、新たな規定が整備されたところであります。改正後の消費者安全法第10条の2第1項の規定により、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めるものとされています。この基準に基づき、「山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を制定するものです。お手元の条例案を御覧ください。国の示した参酌基準で趣旨は今述べたとおりで第1条としています。消費生活センターの公示を条例2条、センター長及び必要な職員の配置を条例3条、消費生活相談員の資格要件を条例4条、適切な人材及び処遇の確保を条例5条、研修の機会の確保を条例6条、情報の適切な管理のための措置を条例7条としています。悪質業者が横行し、消費者問題がますます複雑化、多様化している昨今、消費生活センターの重要性は更に増しています。条例制定後も引き続き、消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上等を目指し、更なる地方消費者行政の推進に努めてまいりたいと考えま

す。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりました。質疑のある方。

矢田松夫副委員長 資料が出されたんですけれど、一番大事なのが第4条。相談員の身分等について、相談員の任務を含めたところが一番大事なんですが、第4条の省令というのがないんですね、今回。出されていないんですよ、資料として。10条しかないでしょ、今回。いわゆる第1条の、10条の2項の規定に基づきということで、本来なら第4条が一番必要ではないかと思うんですよ。配られていないでしょ。

井本生活安全課長 改正消費者安全法については資料1で第10条の2についてお配りしていると思いますが。改正消費者安全法の抜粋でございます。

吉永美子委員 山陽小野田市の現状を知りたいんですが、要は消費生活に関わる御相談は多分多いと思うんですけど、その相談の状況とそれにどう対応しておられるのかをお聞きします。

井本生活安全課長 本市の消費生活センターの現状について説明させていただきます。現在、消費生活センター長として私が生活安全課長を兼ねております。また市民相談係の職員が消費生活センター職員を兼ねていて、消費生活専門の相談員は任期付職員1名、合計4名体制となっております。現在の相談件数としては平成25年度に402件、平成26年に421件、そして本年度まだ途中でございますが、昨年と同じような相談件数でございます。件数とは別に、これは相談業務でございますが、1件当たり二、三回面談を行うこともございます。また、聞き取った相談は全て国民生活センターと県、市町の消費生活センターとネットワークで結ぶパイオネットというシステムがございます。それを通じて消費者庁に報告する必要があるため、そういう業務も行っております。高齢者が多く、高齢者からの相談が増えてきているのが現実でございます。今後もいろいろ研修等重ねまして、この消費相談、消費者トラブルに対する相談については努めてまいりたいと考えております。

吉永美子委員 この改正消費者安全法ですね。更に2年前、2014年の6月に改正をされているはずですね。それでいろいろな地方消費者行政の体制強化等が図られてきていると思うんですけど、2年前の法律によって山陽小野田市の取組がどう前進したのかお聞きします。

井本生活安全課長 これは法改正に限りませんが相談窓口の強化の為、研修等を重ねてきております。また、2年前頃相談員も資格を取得していなかったと思いますが、この研修や経験も重ねて資格を取得しております。結果として、より高度な相談にも対応できる体制になっております。

矢田松夫副委員長 その資格を取られた相談員は委嘱という形ですか。

井本生活安全課長 任期付職員でございます。

岩本信子委員 任期付職員さんということなのですが、ほかに職員さんの中で、こういう試験を受けられて、資格というか、された方はいらっしゃるんですか、どうなんですか。

井本生活安全課長 課の行政職員1名が消費生活専門相談員の資格を取得しております。

岩本信子委員 さっき相談業務がだんだん増えているということなのですが、一番気になるのは、私はそれは県やら市とネットワークみたいなものをつけていると、それじゃなくて一番大事なのはどう解決したのかということがすごく大事なんじゃないかなと思うんです、相談に来られて。解決された相談件数というのが、相談件数は今402件に421件とかそのぐらいと言われたけど、解決されたのかどうか、その辺のところは調査されているんですか。取られているのか。

井本生活安全課長 解決、それからまた継続のものもありますし、これは相談に来られて、解決の報告をしてくださないと相談者に言っても、相談者が解決したという連絡をくれないケースが非常に多く、そこまでは把握しておりません。

岩本信子委員 相談受付といったら書類がちゃんと出るじゃないですか。ないわけじゃないよね。口頭だけじゃないよね。そして、ただ相談を受け付けましたというだけで、これがどう解決されたのか本人から申請がないから、まあ相談がないから解決されたんだろうというふうなものなんですか。そうではないでしょ。

井本生活安全課長 それをパイオネットで国や全国の消費生活センター、それ

から県、そして本市もネットワークでつながっておりますので、相談終了の場合は相談終了ということしております。

奥田生活安全課市民相談係主任 解決件数につきましては課長の申し上げたとおり正確な数字というものは把握しておりません。ですがこちらのセンターで例えば421件、昨年度相談を受けておりますが、約1割についてはあっせん処理をしております。1割の約40件については解決まで見届けております。そのほか電話相談、来所相談、メールによる相談さまざまございますが、資料の提示されない電話相談等も多々ございまして、連絡のつく限り相談員もしくは私が相談者に電話を掛けて、どうなりましたかという確認は行っております。ただ匿名の相談等もございまして、全体的な正確な把握はできていない現状でございます。

吉永美子委員 要は消費者安全法が改正されていく中で、被害防止に向けて地域の関係機関との連携というのがうたってあるかなと思うんですけど、この被害防止の、いわゆるないほうがいいわけで、起きてから対処するよりも、それにならないように被害を防止するということに力を入れなないといけないわけですが、そういったところが関係機関との連携によって、どのように被害防止を行っておられるのかお聞きします。

井本生活安全課長 実際、消費生活トラブルを防ぐために明日も新幹線駅前の不二輸送機ホールにおいてトラブル解消のためのセミナーを開催します。また、出前講座等に職員がまいりまして、あなたを狙う悪質商法ということで講座等も行っております。そういう啓発活動もしております。

吉永美子委員 だから、啓発をしていただくのは当然やっていただくんですが、地域における、そういった機関との連携というのはどのようにしておられますか。市が一生懸命頑張るといのは当然やっていただきたいわけですが、よそと連携していくことが大変必要ですので、その点について連携をどのようにして、被害防止を行っておられるのかお聞きします。

奥田生活安全課市民相談係主任 地域の連携についてでございますが、現状、専門的な相談員一人、課長を含めて兼任職員3名で、相談をお受けして日々こなしているのが現状でございます。積極的な未然防止という活動はしていますと自信を持って断言はできないんですが、各地区の民生委員さんとかの会議などに押し掛けさせていただきまして、消費生活センターの状況、又は被害防止のために、こういう相談が入っていますよ

という情報提供を行っております。また地域包括支援センターのほうにも依頼をさせていただきまして、ケアマネの連絡会やヘルパーさんの連絡会などに出席させていただきまして、市内の相談事例等の情報提供を行ったり、被害の情報等あればこちらにもいただけないかというお願いしたりしております。

井本生活安全課長 それと山陽小野田市消費者の会とも連携して、啓発活動に努めております。

岩本信子委員 啓発活動としてスーパーなんかには高校生の演劇部が防止の、何かね、流れているんですよ。詐欺には気を付けましょうというふうな言葉が、どこそこの演劇部でしたとかいってね、丸喜によく行くんですけど、流れているんですけど、そういうのは一体こちらがされているんですか。すごく耳に残っているなと思っているんですけど、これはどこがやっているんですか。

井本生活安全課長 ただいまの件は神田のほうにあるスーパー等でされているのは私も聞いております。これは警察のほうの生活安全課と一緒に連携しましてやっております。

矢田松夫副委員長 そういった被害に会わないがための相談員の設置ですけど、先ほど私が言ったのは、任期付職員というのはあくまで身分なんですよね。小野部長も人事課長におったから分かりますが、身分でしょ。私が言うのは消費者センターの相談員として、どのようにして任命するのか、いわゆる委嘱ですよ。そういうことを尋ねたんですが、ただ単に任期付職員だから、資格があるから、あなたは相談員ですよじゃなくて、やはりこれは市長による、あなたは相談員ですよという委嘱じゃないんですか。ただ資格を取ればいいというんじゃないで、相談員としてどういうふうに任命するんです。

小野市民生活部長 今回の御質問ですが、相談としての委嘱というような行為ではなくて、あくまでも資格を持った職員が消費生活センターにいるんだということですので、委嘱しなくても、その資格を持っている方が正規の職員であれ任期の職員であれ臨時の職員であれば、消費生活センターの所要の要件には合致するというございますので、任期付職員すなわち専門の力を持っている方を任期付職員として採用するという事になっていると思います。

矢田松夫副委員長　と言いますけれど、この中では法律的に見ますとこういうふう書いてあるんですよ。消費者相談に関し豊富な経験を有し、相談員として市長が適当と認めた者と、資格がなくてもいいんですよ。長年消費者生活の相談にのっていれば相談員になれますよと、こういう条項が法律の中にあるんですが、となれば生活安全課に来て、任期付きであろうが正職員であろうが長年相談すれば資格は要らないんです。

小野市民生活部長　今回新しく設置する条例の第4条で規定されておりますように、試験に合格しなければいけない。ですから幾ら知識を持っておられても、10年20年居てベテランであろうとも、この専門の資格を持っている方を配置するよという条例になっております。

下瀬俊夫委員長　そうっていない。

矢田松夫副委員長　違う。4条見てみいね。

下瀬俊夫委員長　努めるになっている。

井本生活安全課長　今、副委員長からあった御指摘は消費者安全法の第10条の3ですね。消費生活相談員資格試験に合格した者、又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認める者でなければならない。本市といたしましては専門職、消費生活相談員という専門職でございますので、副委員長さんが言われたように経験を非常に大事なものと思っておりますが、合わせて資格も非常に、その資格を取るために経験と勉強をされてきた方ですので、それを採用するという努力義務ですね。努力義務を本市はしたいということでございます。

矢田松夫副委員長　8条の4項はどのようなふう書いてありますか。

奥田生活安全課市民相談係主任　資格についてでございますが、新しい法律は4月1日からでございますので、旧改正前の法律で申し上げます。旧改正前の法律でも資格要件として消費生活専門相談員資格、それから消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、この三つの資格を有する者か、又は市長が特に知識があると認めた者というふうな規定が、同じようなものがございました。特に市長が認めた者という基準について以

前、消費者庁、国等に確認させていただきましたが、国が考えているものは大体5年以上相談業務を行っていて、かつ例えば国民生活センターという独立行政法人がありますが、ここが缶詰状態で4週間ほど相談員になるための講習を行っております。この講習に参加した者というような要件を挙げておりました。山口県から東京にございます国民生活センターとかの缶詰状態になるような講習を受けることは実質無理でございますので、旧法律では三つの資格を取った者を専門的な知識がある者というふうにみなしております。

岩本信子委員 その問題なんですけれど、ここに今出されている4条ですけど、置くように努めるものとするを書いてあるんですが、これは例えば、置くようにすることというふうに努めるではなくて、強制的なものということではないんですか、どうですか。

井本生活安全課長 現在、実質的な問題として、その資格を持った者が、本市には相談員の資格を持っている者が2人いますが、これが県内にそんなにたくさん資格を持った人がいるわけではございません。そうした場合当然行政職員のほうは異動もございまして、任期付職員のほうにつきましても、もし今の方が業務できなくなったときに必ずしも資格を持っている人を確保できるというわけではございませんので、それでできるだけそういう資格を持った人を職員として付けたいということで努力したいということにしております。

下瀬俊夫委員長 今の答弁はいいない場合は仕方がないということなんですか。

井本生活安全課長 いない場合は仕方ないですね。

小野市民生活部長 今言いましたように、今2人おりますけれども、任期付職員と正規の職員がおります。ですから、例えば任期付職員が辞められる。人事異動で正職員が変わられる場合には、当然専門職、任期付職員として消費相談員の資格を持った方を任期付職員として迎えるということで、基本的にここは努めると書いてありますけれども、必ず我々としては資格を持った方を消費生活センターに配置したいというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 それは小野さんがいる間はそうでしょう。だから条例上はそうなっているでしょ。

小野市民生活部長 努めるですからね。

岩本信子委員 弱いんですよ。はっきり言って努めるでは。やはり市の職員の中でもきちんと研修して、何人か消費生活相談員の資格というのは公務員として持っておいてもいいと思うんです。だから、そういうのに行かせて資格を取らせて配置するという、そういう強い気持ちがないと、まあ曖昧にして、人事異動で、任期付きでおらんようになったら、経験があるこの人でいいかというものではないかと思うんです。だから組織全体として資格を取る、これを取っていただくという研修もきちっと行って、何人かそろえるという強い覚悟が必要なんです、その点はいかがですか。

井本生活安全課長 岩本委員さんが言われるとおり、そのとおりと思います。それに努めたいと思います。努力したいと思います。

岩本信子委員 だから条例を努めるというふうにしているからいけないんですよ。置くというふうにすれば、置かなければならないというふうにすれば、市のほうの人事課もちょっとは研修して、職員にこういう資格を取らさなければいけないということになるんじゃないかと思うんです。今これ努めるということにしているから、そういう返答しかできないんですよ。だから、しなければならぬで人事のほうがちっとそれに対応するということがですか。

下瀬俊夫委員長 何、条例改正しろと言うの。まずは行政の基本的な方向というか、それはきちんとしたほうがいいと思います。

井本生活安全課長 条例改正されて、この4月1日から施行ということで、今過渡的な状況であるためにこういう条文でございます。

岩本信子委員 では、この条例は期限付きの条例ということですか。いずれ変えることはあるんですか。今はあれが変わったからそうなんだけど、一番市民の生活に密着している部分なんですよ。だから私はこれは本当に専門的な知識が必要だし、相談体制もきちんと取ってほしいという強い思いがあります。

下瀬俊夫委員長 岩本さん、結局、努力しますという答弁では不十分だと言

たいわけね。

岩本信子委員 いや、違う。期限付きという考え方にしておいていいんですか
ということですか。

下瀬俊夫委員長 期限付きなんてないって、そんな条例は。

岩本信子委員 いずれ変えますということはないんですか。

下瀬俊夫委員長 それか、もう修正出すしかないですよ。今の答弁で不十分だ
というふうに言われるんですか。

岩本信子委員 できるだけ市の職員が資格を取れるように努力していただき
たいということで終わります。

矢田松夫副委員長 努力はいいんですけど、任期付きであれば資格を取っても、
一応3年が限度でしょ。また次の人を雇用する。再任を妨げないとなっ
ていますが、でも、その都度変えていかなくてはいけないという専門
的な経験ができないというんですよね。相談することによって経験を積
むというふうになっていきますけれど、それがなくなるという状況は好ま
しくないし、まして正規の職員で取っていた人がそこにずっといなくて
はいけないと、よその課に行くということはほとんどできないですよ。
資格を持っているとずっと居るでしょ、普通はね。ですからそういうこ
とがないように、ぜひお願いしたいということで、いわゆる専門的な知
見を更に積んでいくような人を雇用していただきたいということですね。
それから今回ガイドラインが出ているから、その資料も事前に配ってほ
しかったということですね。今回出ているでしょ。それを委員の皆さん
に配ることによって議論が前に進んだんじゃないかなと思います。これ
は要望です。

下瀬俊夫委員長 延長いたします。ほかにありますか。

吉永美子委員 確認です。ですので、今回は条例を定めるということで、平成
21年の改正消費者安全法の中でうたってあるということで、それによ
って条例化すると。その後、2年前2014年6月ですね、平成2
6年6月に改正されているわけで、その改正の中身として新たな課題の
設定がされているわけじゃないですか。だから、それに向けて今後新た

な課題を少しでも克服していくための努力を行っていただいでいくということの認識で捉えさせていただきますがよろしいですね。

井本生活安全課長 はい。今おっしゃるとおり、それに向けて頑張っていきます。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。なければ1点ほど。消費生活センター等に相談に行ったときにどこまで介入するのか。解決するまで介入するのかということが問題になるわけです。市の場合に消費生活センターで受付をして、多分、県なんかとも相談をされるのだろうけれども、例えば弁護士に橋渡ししたらおしまいという格好になるのかどうか、最終的にどこまで対応されるのかが分からないんですが。

井本生活安全課長 県の消費生活センターもかなりの件数が行っておりまして、市町に頑張ってくれということと言われるんですが、市のほうでもできるだけあっせんの件数を増やしたいと考えております。やはり身近なところで、どこにいても消費問題について相談できるという体制を取っております。

奥田生活安全課市民相談係主任 弁護士の先生に橋渡しをするという業務も行っております。ですが、例えば具体例を出しにくいんですが、金額が少ないもの、例えば5,000円ぐらいのものとかで相談いただいた場合、これを弁護士の先生に行きなさいというふうに橋渡ししてしまいますと、大体、弁護士会の相談料が5,400円、30分掛かりまして、全く元が取れません。そういったものについては今課長が申し上げたとおりあっせんを行っておりますが、基本的にはクーリングオフの制度であったり、そのクーリングオフの制度を事業者が理解していない、又は消費者が理解していないという状況も多々ございます。そこら辺を双方に説明しながらクーリングオフを受けていただく、受け付けない事業者については、なぜ受け付けないのかという確認をして、あっせんをしていくということはかなりやっております。

下瀬俊夫委員長 1階の相談室ですよ。ここに常時おられるわけではないんですよ。大体電気消えているでしょ。相談があつて始めて行かれるんでしょう。生活安全課の窓口で相談に行かれて、それから向こうに行かれるという仕組みですよ。消費生活センターそのものに常時人がいるということが必要ではないかという気がするんですけど、いかがですか。

やっぱりそれは無駄なんですか。

井本生活安全課長 消費生活センター相談室の入り口に常時職員がおりますので、ほかの業務の兼務もありますし。

下瀬俊夫委員長 入り口というのは生活安全課のことを言うわけね。

井本生活安全課長 そうです。

下瀬俊夫委員長 僕らが消費生活センターというと裏の入り口かと思うんだけど、それは違うわけね。

井本生活安全課長 消費生活センターの相談室は二つ取ってありますが、委員長の言われたトイレ側のほうからと、それと生活安全課の市民相談系のほうから入る二つの入り口がございます。

下瀬俊夫委員長 窓口に来られて始めて消費生活センターの相談室に入られるということですよ。それから隣の記者クラブは今なくなったんでしょ。あれは今何になっているんですか。

井本生活安全課長 今現在は記者室です。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。

岩本信子委員 参考のために聞きたいんですけど、今インターネットで購入される方が多いですが、そういうのは、この消費センターというところでも受け付けられるんですか。インターネット購入とかいうのは。

井本生活安全課長 受け付けます。

下瀬俊夫委員長 いいですね。それでは質疑を打ち切りたいと思います。議案第37号山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか岩本さん。いいですね。賛成の議員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致、可決をされました。以上で議案の審査は終わったんですが、2件ほどあります。1件は所管事務調査について、この内容で異議がなければ決定いたしますが、何かありますか。

吉永美子委員 以前申し上げております地域医療連携についてはいかがでしょうか。

下瀬俊夫委員長 以前は地域医療に関することというのはあったんですよ。今言われているのは救急医療よね。

吉永美子委員 前も申し上げましたように、医師会との意見交換を連携のためにということで消防組合議会で申し上げたら構成市で行ってくださいと言われたんですね。それで担当委員会となると民生福祉常任委員会になるということですが、救急を入れられないということが先日出ていますので、医師会との、要は実情をお聞きしたり、また要望等あれば逆に行政にもお伝えすることが議会としてできるかもしれませんし、ぜひ地域の医療体制がより確実なものになるという意味で地域医療連携ということで入れていただけたらという希望でございます。

下瀬俊夫委員長 救急医療に限定するわけではないわけね。地域医療にするか地域医療連携にするか。包括地域医療にプラスするかな。包括をのけて地域医療に関することとするか。このままでもいいんじゃないかな。包括地域医療というのは今後の一つの課題なんですよ。これはこれで必要なんだけどね。包括地域医療という言い方は。だから地域医療及び包括地域医療に関することにしますか。今の包括というのは介護も入るんですよ。

吉永美子委員 無理やりという形に言うつもりはないんですが、介護保険というところが入っていますけど、それはその介護の中で聞いていく、調査していくということとは意味が違うんですか。

下瀬俊夫委員長 介護保険はね。実は今、市民病院も包括地域医療という言い方をしているんですよ。だから地域医療及び包括地域医療に関することという両面を入れてもいいけどね。地域医療だけでいいか。包括をのけて地域医療だけにしますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら全体が入るような気もするし。いいですか。では地域医療に関することということにします。ほかにありましたら。なければこれで決定したいと思

ます。挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致。以上であります。民生福祉委員会は以上で終わりたいと思います。

午後0時10分 散会

平成28年3月18日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫